

宮城県防災会議幹事会議録

平成25年2月12日作成

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 平成25年1月18日（金） 午後2時から午後3時5分
- 3 開催場所 宮城県農業共済連合会 農業共済ビル4階大会議室
仙台市青葉区上杉一丁目8-10
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者5名》
- 5 概要 以下のとおり
 - (1) 開 会（危機対策課：千葉章 副参事兼課長補佐（総括担当）
 - (2) あいさつ（知事代理：上仮屋尚 総務部長）
 - (3) 議 題（議長：上仮屋尚 総務部長）
 - ① 宮城県地域防災計画（震災対策編）の計画修正（案）について
資料1：宮城県地域防災計画（震災対策編）の修正について
資料2：宮城県地域防災計画（震災対策編）の修正の概要
に基づき説明（説明者：佐藤宣行 危機対策課長）
意見無し・了承
 - ② 宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について
資料3：宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の修正について
に基づき説明（説明者：佐藤宣行 危機対策課長）
意見無し・了承
 - ③ 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正（案）について
資料4：宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について
資料5：宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正の概要
に基づき一括して説明（説明者：高橋剛 原子力安全対策課長）
※質疑：別紙のとおり， 了承
 - ④ その他
 - ア 宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改訂について
資料6：宮城県防災会議原子力防災部会要綱の改訂について
に基づき説明（説明者：高橋剛 原子力安全対策課長）
意見無し・了承
 - イ 地域防災計画各編の来年度の修正について

(年度当初に幹事会等を開催せず、このまま継続して修正することの可否)
資料なし(説明者:佐藤宣行 危機対策課長)
意見無し・了承

(4) その他(事務局からの報告のみ)

- ① 東日本大震災の検証記録事業について
- ② 災害等の発生状況について
資料7:東日本大震災の検証・記録について
資料8:平成20年以降の災害等の発生状況
に基づき一括して報告(説明者:佐藤宣行 危機対策課長)
※質疑:別紙のとおり

(5) 閉 会(危機対策課:千葉章 副参事兼課長補佐(総括担当))

1 開会【司会】(千葉危機対策課副参事兼課長補佐)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。ただ今より「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

なお、本幹事会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。

また、本日は4名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、上仮屋宮城県総務部長よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ(知事代理:上仮屋総務部長)

本日は皆様、ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本来、会長であります村井知事が出席させていただき挨拶すべきところですが、所用がございまして私が代わりに預かってまいりましたあいさつを代読させていただくことで、ご了承賜りたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、読み上げます。

宮城県防災会議幹事会議の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、宮城県防災会議の幹事の皆様方には、お寒い中、また、お忙しい中を御参集いただき誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県の防災対策・減災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別の御尽力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

一昨年3月に発生いたしました東日本大震災から、1年10か月が経過いたしました。

この大震災は、宮城県に大変大きな被害をもたらし、この間、県といたしましては、震災復興計画に基づき、一日も早い復興の実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、被災地においては、未だに約11万人の方々仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災者の方々の健康や生活面の支援、地域で暮らしていくための雇用の確保のほか、地域の将来の基礎となるまちづくりの推進など多くの課題が山積しております。

このような自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、災害による被害を最小限に抑

えることが重要となってまいります。災害の教訓に学び、防災関係機関をはじめ、県民一人ひとりが「減災のための備え」を実践し、防災対策を推進していかなければならないと考えております。

こうした状況のもと、本県の防災対策の根幹をなす、宮城県地域防災計画の震災対策編、風水害等災害対策編及び原子力災害対策編につきましては、東日本大震災の教訓や本県におけるこれまでの防災に対する取組み等を踏まえ、さらに国の防災基本計画が修正されましたので、その内容も反映させる形で、皆様のご協力をいただきながら、具体的にどのように変えていくべきか、今後の宮城県の防災を更に強くどのようにしていくのかを一緒に検討させていただきながら修正作業を今日まで進めてきたところでございます。

その概要がまとまりまして、本日の幹事会議の開催の運びとなった次第でございます。

本日の会議では、この地域防災計画の最終原案や防災に関する報告など、この後開催を予定しております2月1日の防災会議に諮る内容を固めるべく、あらかじめ委員の皆様、それぞれのお立場で、あらためて忌憚のないご意見を賜りたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今後とも、県民一人ひとりの生命、身体、財産を守るという、県政の最重要課題と認識をしております。皆様の一層のお力添えを賜るようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもご出席ありがとうございました。

宮城県総務部長 上仮屋代読、どうもありがとうございます。

—以下議事—

3 議題

【司会】（千葉危機対策課副参事兼課長補佐）

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

（次第に記載の資料一覧から説明）

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、上仮屋総務部長に議長をお願いしたいと思います。御異議はございませんか。

<異議無し>

ありがとうございます。それでは、上仮屋総務部長よろしく申し上げます。

【議長】（上仮屋総務部長）

それでは、暫時、議長役を務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、議題1の「宮城県地域防災計画（震災対策編）の計画修正(案)について」議題としたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

【説明】（佐藤危機対策課長）

危機対策課長の佐藤と申します。座ってご説明させていただきます。

震災対策編の計画修正について使います資料は、右肩上の方に資料1と書いてある資料。それから、A3版のカラー資料の資料2、こちらを使わせていただきます。

それでは、議題1の「宮城県地域防災計画、震災対策編の計画修正（案）について」ご説明申し上げます。まず、資料1の下段の方1頁をご覧ください。

1の修正の経緯でございますが、前回、昨年4月に開催いたしました幹事会でお示した、地域防災計画（震災対策編）の修正経緯とほぼ同様の内容でございます。

その後の国の動向といたしましては、右下の青い矢印の内側に記載しておりますが、平成24年の6月に「災害対策基本法」が改正されたほか、9月には「防災基本計画」が、震災後2度目の改正がなされておりますので、これらの見直し内容についても、今回の宮城県地域防災計画に反映させております。

次、2頁の方をお開きいただきまして、上段になりますけれども、これまでの計画修正の流れでございますが、昨年4月25日でございますが、防災会議幹事会におきまして、地域防災計画の修正スケジュールや専門部会の設置などについてご承認をいただいたところであります。以降、事務局におきまして修正作業を進め、素案の作成、防災関係機関の皆さまの修正の意見の反映のほか、有識者等で構成する地震対策等専門部会の意見の反映等の作業を繰り返しまして、本日、地域防災計画の修正原案をお示しさせていただいているところでございます。

今後でございますが、本日の幹事の皆様からのご意見等を反映させまして、来月、2月1日でございますが、県防災会議を開催いたしまして、防災計画案の承認をいただきたいと考えております。

次に資料3頁目、下段の方でございますが、修正方針でございます。

①東日本大震災の教訓の反映ということで、記載のとおり「東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきました防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める」としてございます。

具体的な修正の方針といたしましては、先ほどもご説明申し上げましたが、大震災から得られた教訓や課題のほか、②県の災害対策本部の6ヶ月間の検証結果、③国の防災基本計画の見直し内容などについて反映させたところでございます。

4頁をご覧ください。

構成の見直しでございますが、昨年の幹事会におきまして、「震災対策編」の第5章津波対策部分に「日本海溝特措法編」を整理・移行するというところで、ご説明させていただきまして、ご承認いただいたところでございます。

その後、事務局におきまして修正作業を進める中で、専門部会でのご意見等を踏まえまして、東日本大震災の特徴としては、「津波」による被害が広域にわたり甚大な被害をもたらしたこと。また、国の防災基本計画においても、新たに「津波災害対策編」を策定したことなどにより、宮城県といたしましても、津波対策を抜本的に強化する必要があることから、震災対策編をベースに「日本海溝特措法編」を合冊し、新たに「津波災害対策編」を新設することといたしております。

構成のイメージはご覧いただいている図のようになります。

現行では、左側でございますが「震災対策編」と「日本海溝特措法編」がございまして、修

正後は、「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の2分冊となり、それぞれに「日本海溝特措法編」の関係部分を盛り込むことにかたちにしております。

続きまして資料2、A3のカラー物をご用意いたします。

これが、今回、現行の震災対策編を「地震災害対策編」と「津波災害対策編」に大きく分けていったところの主なポイントをまとめたものでございます。

地域防災計画の記載内容でございますけれども、青地で囲んだところを書いてございます。

左側でございますが、東日本大震災での教訓としまして、左側に10項目、1の「行政機能の喪失」から10の「復旧・復興の遅れ」までの10項目を左の方に掲げております。

特に、被災しました市町村におきましては、通信の途絶のみならず、職員の被災や庁舎の被災により、被害の把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生したほか、物資の供給が、適切なタイミングで実施できなかったこと、さらには、避難の長期化に伴いまして、災害時要援護者の方々への配慮を含めた避難所運営の問題など、様々な課題が発生したことから、これらの課題への対策項目といたしまして、真ん中の黒で囲んだところでございますけれども、「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の主な修正事項を記載したところでございます。

真ん中の1「減災に向けた対策の推進」といたしましては、地震・津波に強いまちの形成や地域ごとの津波避難計画策定を支援することなどについて、記載してございます。

その右側に、先ほどご説明いたしました、小さい字でございますが、資料1の14頁以降。

これは全体を見やすくした物でございますけれども、また、資料1の14頁にその具体的内容が書いてございますというところをこの資料の1というところで見いただく。それから、その内容が、今回修正した計画のどこにかいてあるのかということ、地震編の第2章第2節、それから津波編の第2章第4節のところ、その具体的内容については、そちらの方に記載してございますのでご覧いただければというふうなことでございます。

以下、同様でございます。

2の「津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備」といたしましては、避難指示等の伝達体制の整備や緊急輸送体制の整備のほか、帰宅困難者等避難収容対策等について記載しております。

3の「大規模災害時における広域応援体制の充実・強化」といたしましては、ボランティアを受け入れるための環境整備、相互応援体制の整備として応援・受援計画の整備や遠方の自治体との協定締結及び要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型の物資供給のほか民間事業者等との連携によるノウハウの活用などについて記載したところでございます。

4「被災者等への適時・的確な情報伝達」といたしましては、被災者への多様な情報伝達手段の確保や社会的混乱を防止するために、正確な情報の提供に努めることなどについて記載しております。

5「自助・共助による取組みの強化」といたしましては、津波の特性等に関する知識の普及や防災訓練の充実について、また、県民自らが災害教訓の伝承に努めることや地域における災害時要援護者の情報把握と共有などについて記載してございます。

6「二次災害の防止」といたしましては、余震、誘発地震への対応や地震、津波、原子力災害等により被災した地域に関する不正確な情報や流言が原因となり復興を妨げることがないように、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図ることなどについて記載してございます。

7「迅速かつ適切な災害廃棄物処理」といたしましては、計画的な処理の実施や津波により流出した廃棄物の処理等について記載してございます。

8「災害時要援護者対策」、要援護者の避難誘導、避難が長期化した場合の配慮について記載しましたほか、それぞれの特性に配慮した通信手段の普及などについて記載してございます。

9「携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐震化、補完的機能の充実」といたしましては、設備の耐震化や耐浪化、いわゆる波に耐えるというふうなことでございますが、このほか、多様な伝達手段の活用について記載してございます。

10「複合災害の考慮」といたしましては、2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することで被害が深刻化し、災害応急対応が困難にならないよう、複数のシナリオを考慮した上で、事前の備えや防災活動を充実させることなどについて記載してございます。

11「多様な主体の参画による防災体制の確立」といたしましては、避難所運営、応急仮設住宅の管理及び復旧・復興への女性の参画促進等を記載してございます。

最後に、12「円滑な復旧・復興」といたしましては、復旧復興支援対策のほか災害対応の検証として、大規模災害発生時の災害対応における問題や課題を抽出・検証し、防災対策へ反映することにより、次の災害に備えるよう努めることなどを記載してございます。

次に、もう一度資料の1にお戻りいただきまして、資料1の5頁をお開きいただきたいと思います。

資料1の5頁でございます。構成の見直しというところでございます。

節の追加・変更でございますが、国で見直された防災基本計画との整合性を図ることとしてございます。

第1章の総則につきましては、先ほど4頁でご説明しましたとおり、日本海溝特措法編の総則を入れ込んだ内容としておりますが、第2章から第3章につきましては、概ね防災基本計画に沿った節構成としてございます。

次に、6頁をお開き願います。

第2章以降の構成となりますが、「地震災害対策編」を例として、ご説明します。

左が国の「防災基本計画」でございます。右側が県の「地域防災計画」の構成となります。県の防災計画の欄でございますが、ここに赤字で書いたものがタイトルの変更や新設をあらたにしたというものを掲載してございます。

以降、資料の7頁から9頁にかけては節の構成ページとなります。

また、10頁から13頁につきましては、同じく「津波災害対策編」の節構成をお示ししてございます。

説明でございますけれども、時間の関係上省略させていただきます。後ほどご覧いただければ幸いです。

以上、宮城県地域防災計画の震災対策編の計画修正(案)について、概要ではございますが、私から説明させていただきました。

【議長】（上仮屋総務部長）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

<意見無し>

特によろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、「宮城県地域防災計画（震災対策編）の計画修正（案）について」は、この幹事会におきまして了承をされたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

<意見無し>

ありがとうございます。

それでは続きまして、議題2に移らせていただきたいと思います。「宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）について」事務局から説明をお願いいたします。

【説明】（佐藤危機対策課長）

次は、風水害等災害対策編の修正についてご説明させていただきます。

右肩の上の方に資料3と書いてございます資料をご用意したいと思います。

まず、修正の経緯につきましては、議題1で説明しましたが震災対策編の修正の経緯と同様ですので、省略させていただきます。

次に、「修正方針及び修正のポイント」でございますが、風水害等災害対策編の修正方針としては、大きく2つございます。

1点目は、1頁の(1)に書いてございます、前回修正以降における防災基本計画や関係法令・制度・組織等の改正内容及び各種防災対策の推進内容の反映でございます。

この点に関しましては、大きく3項目、「火山災害対策」、それから「土砂災害対策」、それから「激しい気象現象に対応した防災気象情報の新設」が主な修正内容でございます。

まず、火山災害対策につきましては、平成23年12月の防災基本計画に、新たに「火山防災協議会」による火山防災体制の整備が唱われましたことから、本県の地域防災計画においても、同様に記載しております。

火山、本県として対象となるところについては、蔵王、栗駒でございます。

それから国、県、市町村、气象台、学識経験者により構成するこの協議会は、法定の組織ではございませんが、火山防災マップや具体的な避難行動を検討する組織として、大地震後の火

山活動の活発化に備え、今後、本県でも設置に向けて検討を始めたいというふうに考えてございます。

また、近年、皆様もお感じになっていることと思いますが、豪雨や竜巻等、短期的に気象が激化するケースも増えてございますことから、これらに対応すべく、②の土砂災害対策や、③の「激しい気象現象に対応した防災気象情報」に係る修正を加えたものでございます。

修正方針の2点目としましては、風水害対策におきましても、災害予防対策、災害応急対策を中心に、震災対策編と共通事項が多いことから、今回の震災対策編の再構成に合わせますとともに、可能な部分については、地震・津波両災害対策編に合わせるものとして、2頁以降に掲げたとおり整合性を図ることとしたものでございます。

以上が、風水害等災害対策編の修正案の概要でございます。

【議長】（上飯屋総務部長）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

<意見無し>

特によろしいでしょうか。

ご意見ないようですが、ただいま説明のあった「宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の計画修正（案）」については、幹事会において了承されたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

<意見無し>

どうもありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、議題（3）「宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正（案）」について」議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

【説明】（高橋原子力安全対策課長）

原子力安全対策課の高橋と申します。座ってご説明させていただきます。

聞こえますでしょうか。

それでは、私の方からは、県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正についてご説明申し上げます。私の使う資料でございますが、右肩上「資料4」A4縦の白黒の資料でございます。それから、A4横のカラー「資料5」の2つに基づきまして、簡潔にご説明をしたいと思ひます。

それでは、まずお手元に資料4をご準備願ひます。1及び2に記載してございますけれども、国の方は、平成23年3月に発生致しました福島第一原子力発電所事故を踏まえまして、原子力規制体制の刷新、これは原子力規制委員会の設立と原子力規制庁の設置等でございます。また、原子力災害対策特別措置法、通称原災法と称しておりますが、これの改正を実施してきているところでございます。

この改正原災法に基づきまして、原発事故発生時の防災対策の枠組みとなる「原子力災害対策指針」が新たに定められたところでございます。

このような背景もありまして、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）を「原子力災害対策指針」に基づき修正する必要が生じたため、計画の修正を行うこととしたものでございます。

続いて、3をご覧ください。

後でもご説明をしたいと思いますのですが、原子力発電所から30キロに係る2市3町の首長に、今回新たに専門委員として入っていただきました県防災会議原子力防災部会、こちらの方を2回開催させていただきまして、関係機関の皆様方のご意見を踏まえた修正案につきまして、ご審議していただいたところでございます。審議を踏まえた修正案でございますが、こちらのファイルの「資料9」の一番最後につけてございます。時間があれば、ご参照の程、お願いしたいと思います。

それでは、修正の概要についてご説明したいと思います。

資料4の2ページをご覧ください。まず、計画の修正案でございますが、4にございますように、第1章の総則、第2章の原子力災害事前対策、第3章の緊急事態応急対策、第4章の原子力災害中長期対策の4章で構成されてございます。

この章立てについてですが、変更はございませんが、名称はより適切な表現となるよう変更しているところでございます。

主な変更内容については、その下の5をご覧ください。

第1章、総則から修正事項をご説明いたします。

まず、計画の基礎とすべき災害の想定というところで変更がございます。①に書いてございますように、過酷事故、シビアアクシデントというところでありますが、「過酷事故による影響を想定すること」これを今後の防災計画に盛り込むことを明確化しているところでございます。

二つ目としまして、②でございますが、迅速に防護措置を講ずるための判断基準としまして、EAL、OILの導入を図ることの2点が大きな変更点となっております。

これまでの防護措置の判断基準ですが、SPEEDIなどのシステムを利用した予測により防護措置を判断しておりました。福島第一原発事故の教訓を踏まえまして、発電所の事故の事象や周辺のモニタリングステーションの数値などに応じた防護措置、これをあらかじめ作っておくという考え方でございます。

その判断基準にはEAL、OILといわれる2種類がございます。まず、そのことについて若干のご説明を加えさせていただきます。

EALは、原子炉から放射性物質が放出される前の初期段階におきまして、事故時の発電所の状況によって判断するというものでございます。たとえば、原子炉内の水温や圧力がどれだけ上昇したとかいう状態により、避難を開始するなどの判断をあらかじめ決めておくことでございます。

OILですが、EALの次の段階で、放射性物質が原子炉の外に放出されてしまった時にどのような防護措置を講じるかというものでございます。基本的には環境モニタリングなどの放射性物質の数値によってどのような判断をするのか、というものを予め決めておくものでございます。

この二つの判断基準が新たに定められるということが今回の修正のポイントでございます。

判断の基準となる具体的な数値や事象のレベル、これらの詳細については、現在、国において検討されているという段階でございます。

次に、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が拡大されるということも、今回の修正の大きなポイントとなっております。

従来ですが、原子力発電所から概ね10キロメートルのEPZといわれる範囲を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」としていました。今般、IAEAの国際的な基準に基づき、新たに原発から5キロメートルをPAZとし、放射性物質放出前の迅速な防護措置、これを準備する区域としています。

また、その外側の30キロをUPZと致しまして、放射線による確率的影響を最小限に抑えるための防護措置、これをあらかじめ準備する区域としたところでございます。

この2種類の区域設定の考え方があるということでございます。

具体的な区域につきましては、お手元の配布資料5をご覧ください。

資料5の中央の部分に三種類のエリアが記載されております。

真ん中の破線で囲まれたエリアがこれまでのEPZ、その外側にある太い実線がUPZ、内側の赤い線の中がPAZとなっております。

これら、区域の設定の考え方につきましては、資料5の左側、赤枠で囲ったところに方針を示しております。

基本的には防災対策を講ずるにあたりまして、行政区画を一つの単位として設定しております。市町の実情を踏まえて、隣接の行政区画も対象として考慮しているというところでございます。

この区域設定の考え方につきましては、関係致します市町の首長を構成メンバーとする防災会議原子力防災部会におきまして合意を得ているところでございます。

資料4にお戻り願います。3ページでございます。

第2章原子力災害事前対策についてでございます。1から10まで記載してございます。

その中でも特に3番目のモニタリング体制について、ご説明したいと思っております。緊急時のモニタリングにつきましては、原子力規制委員会が設立したことから、今後は、原子力規制委員会がまず司令塔となり、緊急時のモニタリングを行うこととしております。モニタリング体制を充実強化することになったということでございます。

ただし、詳細については、これから国が決めることとなっているところでございます。

次に、5番目の避難計画の作成支援ですが、先ほどの防護措置におきまして、避難やヨウ素剤の配布が大きな要素となります。先ほどの区域指定におきまして、原子力発電所から5キロの区域であるPAZの避難を優先するという、後はUPZの区域内の避難計画につきましては、広域避難計画とするということなどの方針に基づきまして、市町村の避難計画策定の際の支援をしていくこととしております。

次に、9番目の救急時医療体制についてでございます。これにつきましては、安定ヨウ素剤の適切な配布・服用を行うための手順ですとか、体制、平常時の配備について明確化したところでございます。緊急時医療体制を充実強化することとしておりますが、これもまた、詳細については、今後、国から示されることとなっております。

続いて、第3章、緊急事態応急対策となっております。

これにつきましては、1から11までございます。この中におきまして、特に4番目の屋内退避・避難等の防護活動についてご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、これまでは、SPEEDIによる予測的な手法を用いました防護活動をしておりました。これからですが、防護措置の判断基準を事前に決めておき、それにより判断するようにしていくこととしております。

環境モニタリングの結果などに基きまして、屋内退避、避難行動の防護活動を行うこととなります。先ほど申し上げましたが、EAL、OILの判断基準につきましては、原子力規制委員会の検討結果を資料編の方で読み込めるように修正しております。

次に7番の安定ヨウ素剤の予防服用についてでございます。これにつきましても必要な措置を講ずることが追加されているところでございます。

次に5ページの第4章、原子力災害中長期対策についてでございます。

まず、6ページをご覧ください。3番目の環境汚染への対処についてでございます。除染、健康管理等のあり方につきましては、原子力規制委員会が今後検討すると記載しているところでございます。今回の福島第一原子力発電所事故では、個人の被ばく線量のモニタリングを国が行っております。

また、被ばくによる健康影響に加えまして、長期の避難生活などによるメンタルケアの課題なども明らかとなったことから、4番目でございますように、健康状態の把握の必要性も地域防災計画の中に追加して記載してございます。

以上、非常に雑駁な説明となりましたが、主な変更点をご説明申し上げます。

なお、県及び市町の地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する期間でございますが、3月中旬と国から示されているところでございます。本日の防災会議幹事会での審議を踏まえまして、2月上旬、2月1日の防災会議で承認を得られましたならば、内閣総理大臣あて報告することとしております。

また、同様に市町においても計画の修正や策定が進められております。

今後についてですが、順次国から原子力防災に関する基準などが示されることとなっております。県の計画もそれに併せて、次年度以降につきましても引き続き修正したいと考えております。

以上でございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。

● **【質問】**（陸上自衛隊第2施設団北島第三科長）

すみません。陸上自衛隊第2施設団の北島と申します。この本文中に書かれた原子力規制委

員会が今後検討して、それを反映するというようなところが明記されているんですけども、それぞれのアイテムによって違うかとは存じますが、特に除染、健康管理等の在り方についての反映時期やその他の主要なところの大体の反映時期がわかればここでお知らせいただきたいなと思います。

●【回答】（高橋原子力安全対策課長）

国の方からでございますけども、今回の修正、こちらの元となつてございますのが、原子力規制委員会から示されております原子力災害対策指針、こちらが元となつてございます。今のところ、対策指針の盛り込まれている内容、それは最大限今回の修正という形で反映させていただきます。

その元となっている災害対策指針でございますけども、これから規制委員会におきまして、検討を項目ごとに加えて、検討の結果、合意に至ればそちらの指針の方に順次盛り込まれていくということは私どもの方に示されているところでございます。ですから、指針に正式に決定されて、掲載された折には地域防災計画の中に、具体的な記述という形でこれから逐次見直しの修正をかけていくということとしてございます。

あと、具体のスケジュールにつきましては、まだ今のところどういった項目についてはいつまでというスケジュール的なものは、ざっとしか示されておりません。今後の検討を見守っていきたいというふうに考えております。

【議長】（上飯屋総務部長）

その他ご質問、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。どうぞ。

●【質問】（東北放送株式会社岩佐報道部長）

私の勉強不足もあるのですが、特にこの放射線被害、これの広報対策についてどういふふうにお考えでしょうか。ここには記載が無いようなので。

特に今回福島の場合、住民に知らされたのは相当後の話で、実際に知らせるべき時期に、SPEEDIとかそういうものについての結果報告みたいなものが相当遅れたんですね。それについてのお考えを教えてくださいたいと思います。

●【回答】（高橋原子力安全対策課長）

ただいま、修正のポイントのところでは、広報のところをご説明してございませんけれども、こちらの修正版（資料9）には情報の提供のところの記述がございます。

それで今、SPEEDIの話もされてございましたが、確かに3月の震災当時、当初はSPEEDIの予測によりまして、適切な防護行動、避難そういったものを行うこととされておりましたが、なかなかSPEEDIの運用もままならないまま、避難も困難を極めたということがあったのは事実でございます。

そういったこともございまして、国の規制委員会におきまして、SPEEDIの今後の有益な活用法、これについても、検討を進めているところでございます。

その結果がまとめ次第、また対策指針の方に盛り込むということになってございます。その折には、地域防災計画、こちらの方にも必要な修正等を行っていきたくて考えております。

【議長】（上仮屋総務部長）

東北放送さん。よろしいでしょうか。はい。他に忌憚なく、ご質問、ご意見なんでも、その他よろしいですか。

それでは、ただいま説明のありました、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の計画修正案については、この幹事会において了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

<意見無し>

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題でございます。その他でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

【説明】（高橋原子力安全対策課長）

それでは、私の方から、資料としまして「資料6」これを用いまして、県の防災会議原子力防災部会要綱の改訂につきまして、ご説明したいと思います。

資料6をご覧ください。比較表のページ番号としまして、3ページの方に改訂点を記載してございます。別表の2の専門委員の箇所におきまして、仙台管区気象台の危機管理に関する事務を所掌する職位が新設されております。左側に記載しております、仙台管区気象台技術部予報課長を、仙台管区気象台総務部危機管理調整官に変更しようとするものでございます。私からは以上でございます。どうぞご承認賜りますようよろしく御審議の程お願いいたします。

【議長】（上仮屋総務部長）

ただいまのその他の中での説明につきまして、また、資料につきまして、ご質問ご意見ありましたら忌憚なくよろしくお願いいたします。

よろしいですか。では、ご異議がないようですので、「宮城県防災会議 原子力防災会議部会要綱の改訂について」は了承されたものとさせていただきます。

次に、「地域防災計画 各編の来年度の修正について」、引き続き事務局から説明願います。

【説明】（佐藤危機対策課長）

私の方からでございますけれども、資料等は特に用意してございませんが、25年度における宮城県地域防災計画の各編の修正についてのご提案というふうなことでございます。

先ほど、議題1の中でもご説明させていただきましたが、東日本大震災を受けまして、国の各省庁では、それぞれの防災業務計画の見直しを含めて、現在におきましても、今度は「首都直下型地震」それから「南海トラフ」、「東南海巨大地震」などへの対策をとるべく、様々な検討会が継続して開催されてございます。

これらの検討結果は今年度中に改正が予定されております「災害対策基本法」さらには、「原子力災害対策指針」の改正などを踏まえまして、来年度以降におきましても、県の地域防災計画の見直しが必要となると考えているところでございます。

つきましては、平成25年度の防災計画の各編の修正につきましては、迅速かつ円滑に作業を進める観点から、新年度に、改めて防災会議幹事会等を開催することなく、継続して修正作業を実施させていただけるようお願いしたいと考えております。

なお、作業の流れといたしましては、今年度と同様に、事務局が庁内関係課及び防災関係機関の皆様方へのご意見照会等を行いながら素案を作成し、最終案につきまして、防災会議幹事会、防災会議等にお諮りさせていただくこととしたいと考えてございます。この辺のところをご承認いただきますようよろしくお願いするものでございます。私からは、以上でございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

キックオフとしての幹事会は開催しないけれども、当然最後のところは開催するというかたち、実質的なところでの提案ということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。ご多忙な方々が多ございますので、そのように効率的なやり方でやっていただきたいと思います。

よろしいですか。

<意見無し>

ありがとうございます。

それから、もう1点ございますかね。

続きまして、4の「その他」に入らせていただきたいと思います。

一つ目ですが、「東日本大震災の検証記録事業」について、事務局よりお願いいたします。

【報告】（佐藤危機対策課長）

使います資料は7-1、7-2と書いておりますものと、それから資料の8と書いてあるものを使わせていただきます。

それでは、「その他」の事項でございますが、最初に、「東日本大震災の検証記録事業」についてご報告させていただきます。

当事業につきましては、東日本大震災の人々の記憶を風化させないように、被害の概要、応急復旧対応や教訓を「記録」として後世に検証し、さらに検証や教訓を、本県はもとより他自治体の災害対応にも反映させていくことを目的に、本年度から3年をかけて、進めているものでございます。

ここでは、昨年4月の当幹事会におきまして設置承認をいただきました「宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会」の検討状況、作業状況についてご説明申し上げます。

はじめに、資料7-1でございますが、当専門部会の委員の選任につきましては、こちらの名簿のとおり、東北大学災害科学国際研究所の平川所長及び今村副所長をはじめ、記載の関係機関の皆様のご選任をお願いしたものでございます。

続きまして、次をお開きいただきまして、A4横でございます。資料右肩上の方に7-2と書いているものでございます。

昨年9月4日に第1回の検証・記録専門部会を開催させていただきまして、第1回の専門部会におきましては、資料左側の①「東日本大震災－宮城県の後半6か月間の災害対応とその検証－」等ということで、3つの業務をやるというふうなかたちになったものでございます。2つ目としていたしましては、②でございますけれども「宮城県東日本大震災検証記録誌」、そ

れから3つ目といたしましては、「宮城県東日本大震災記録映像」というふうなかたちで、3つの事業を進めるということにさせていただいたものでございます。

3つの業務は、①及び③でございますけれども、これは今年度末に公表できることとなつてございまして、現在は最終の段階で作業を進めておるといふような状況でございます。それから①の事業を附加して、今度は防災関係機関それから市町村等も入れたかたちで、②の事業を平成26年の後半まで予定しております。平成25年内には「中間報告」として、公表したいということで考えてございます。現在は、県内市町村へのヒアリング調査を実施したりしております。引き続き、2月より市町村へのヒアリング調査を行うこととして、また、消防、ライフライン等関係機関に対する調査につきましても、2月頃より随時開始させていただくこととしてございます。本日お集まりの委員の皆様方の所属機関におかれましても、ご協力いただきますようよろしくお願いするものでございます。

詳細につきましては、次の資料でございますが、7-3から7-5のようなおりでございます。

最後に、今後の専門部会でございますが、次の専門部会は2月22日。これを第2回目の開催とすることとしてございます。その中で「後半6か月間の検証」と「記録映像」。これは30分ものと3分もののダイジェスト版というふうなものを考えてございますが、これらについて説明をし、これらの最終確認をお願いすることとしてございます。幹事会の皆様方には、その後の調整を踏まえた上で、成果品を3月末日までにDVDとか記録誌のかたちで送付させていただく予定と考えてございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、資料8でございます。

資料の8。これは、平成20年度以降の「災害等の発生状況」ということでご報告させていただきます。

防災会議規程第9条第2項では、「会長は、防災会議の事務を先決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。」と定めておりますことから、その報告内容につきまして、当幹事会に対しても予めお示しするものです。

防災会議の事務のうち、第9条第1項第1号の「災害に関する情報収集」につきまして、こちらの資料8のとおり、前回の平成20年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計74件、内訳は、地震15件、津波5件、風水害53件、大規模林野火災1件となっております。

また、特に資料は用意してございませんが、同項第7号の「市町村地域防災計画の作成又は修正に係る知事への意見具申」につきましては、平成19年度4件、20年度5件、21年度4件、22年度3件、23年度はゼロ件となっております。

私からは、以上でございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

皆様から、ご質問、ご意見等ありましたら忌憚なくよろしくお願いいたします。

どうぞ。

●【質問】（栃東日本放送山口副部長職）

今の資料8なんですけども、平成20年6月14日の被害状況の中で、行方不明者が2つ、4人と311人なんですけど、行方不明311人は間違いのような気がするんですが。

●【回答】（佐藤危機対策課長）

「軽傷者」の誤りでございます。ありがとうございます。

【議長】（上仮屋総務部長）

どうもご質問ありがとうございます。何かお気づきの点などでも、お気軽にご質問ご意見。よろしいですか。

<意見無し>

ありがとうございます。

それではすべての議事、予定したものを終えましたので、私の議長役はここで終えさせていただきます。と思います。

皆様ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

【司会】（千葉危機対策課副参事兼課長補佐）

そのほか皆様から何かございましたら。

ございますでしょうか。

<意見無し>

それでは、長時間にわたり御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上